（前のページより続き）
牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の全部変更について（農林水産省）　五七
牛肺疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の全部変更について（同）　六三
口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の全部変更について（同）　六六
豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の全部変更について（同）　八一
アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の全部変更について（同）　九七
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針の全部変更について（同）　一二
国家試験
二千二十年度経験者採用試験（係長級（事務））公告（人事院）　一二六
二千二十年度総務省経験者採用試験（係長級（技術））公告（同）　一二七
二千二十年度外務省経験者採用試験（書記官級）公告（同）　一三七
二千二十年度国税庁経験者採用試験（国税調査官級）公告（同）　一三八
二千二十年度農林水産省経験者採用試験（係長級（技術））公告（同）　一三九
二千二十年度国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））公告（同）　一四〇
二千二十年度観光庁経験者採用試験（係長級（事務））公告（同）　一四一
二千二十年度気象庁経験者採用試験（係長級（技術））公告（同）　一四二
令和二年度土地家屋調査士試験に関する公告（法務省）　一四三
通関士試験公告（財務省）　一四四
医師国家試験の施行（厚生労働省）　一四四
歯科医師国家試験の施行（同）　一四五
第五十二回核燃料取扱主任者試験合格者（原子力規制委員会）　一四六

省令

○財務省令第五十七号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項、第十六条第六項、第十七条第二項、第二十三条第六項及び第八項並びに第二十四条第二項並びに財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十一条第三項及び第八十五条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年七月一日

財務大臣　麻生　太郎